

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

医療費控除の適用を受ける場合、この明細書の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示は不要となります（ただし、領収書は5年間保管してください）。

氏名

医療費通知(※)を添付する場合、下記の(1)～(3)を記入してください。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
⑤被保険者が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

2.医療費（上記1以外）の明細（医療費通知を添付する場合、記入の省略可）

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限定として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

A医療費の合計 (㊦+㊧)	円	→「支払った医療費の金額」に転記します
B保険金などで補てんされる額 (㊨+㊩)	円	→「保険金などで補てんされる金額」に転記します
C差引金額 (A-B)	円	→「差引医療費実支払額」に転記します

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。